

福島県土木部 ICT活用工事（土工等）実施要領 新旧表

頁	新	旧
1 ICT 活用 工事	<p>1 ICT 活用工事 (3) 対象工事及び工種 ICT活用工事の対象は、次のアからエとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">なお、イおよびウは、施工を従来型建設機械で実施した場合でもICT活用工事とする。</p> <p>2～6 (省略)</p>	<p>1 ICT 活用工事 (3) 対象工事及び工種 ICT活用工事の対象は、次のアまたはエとする。 イおよびウは、全てのプロセスを選択した場合に、土工の対象工種として実施するものとし、一部のプロセスを選択した場合は、単独工事での実施も可能とする。</p> <p>2～6 (省略)</p>
7 実施証明 書	<p>7 実施証明書 ICT活用工事実施証明書 発注者は、ICT活用工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、福島県工事実施証明書発行事務運用基準に定める実施証明書を発行するものとする。(発注方式、実施プロセス数に関わらない)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>8 (省略)</p> <p>附則 本実施要領は、平成29年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。 ただし、ICT活用施工を取り入れる意向のある現場にあつては、適用日前に現場着手していても、設計変更の対象とすることができる。</p> <p>附則 本実施要領は、平成29年6月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。</p> <p>附則 本実施要領は、平成30年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。</p> <p>附則 本実施要領は、平成31年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。</p> <p>附則 本実施要領は、令和元年10月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。</p> <p>附則 本実施要領は、令和3年1月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。</p> <p>附則 本実施要領は、令和6年1月1日以降に土木部が公告する工事に適用する。</p> <p>附則 本実施要領は、令和6年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。</p> <p style="text-align: center;">附則 本実施要領は、令和7年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。</p> <p>参考1 (省略)</p>	<p>7 実施証明書 ICT活用工事実施証明書 発注者は、ICT活用工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、福島県工事実施証明書発行事務運用基準に定める実施証明書を発行するものとする。 なお、発行の対象となるICT活用工事は、「発注者指定型」及び「受注者希望型で全てのプロセスを実施した工事」とする。</p> <p>8 (省略)</p> <p>附則 本実施要領は、平成29年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。 ただし、ICT活用施工を取り入れる意向のある現場にあつては、適用日前に現場着手していても、設計変更の対象とすることができる。</p> <p>附則 本実施要領は、平成29年6月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。</p> <p>附則 本実施要領は、平成30年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。</p> <p>附則 本実施要領は、平成31年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。</p> <p>附則 本実施要領は、令和元年10月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。</p> <p>附則 本実施要領は、令和3年1月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。</p> <p>附則 本実施要領は、令和6年1月1日以降に土木部が公告する工事に適用する。</p> <p>附則 本実施要領は、令和6年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。</p> <p>参考1 (省略)</p>